

やはたの丘

北九州市立八幡特別支援学校

校長 西原 綾子

学校だより NO. 5

令和3年9月1日(水)

【3つのだいじ】 げんきはだいじ あいさつはだいじ やる気はだいじ

前期後半がスタートして1週間が経ちました

夏休みが終わり、元気な子ども達の姿が学校に戻ってきました。久しぶりに会う友達や先生と笑顔があふれています。

感染予防から、全校集会は放送で行いました。周りの方々に「感謝」をしていたオリンピックのメダリストの話から、「みんながいたから頑張れた」という経験をたくさん積んで欲しいと伝えました。

そのためには、今まで以上に感染予防に気を付けて、元気に学校に来ることが大切です。しかし、どんなに対策をしても、体調が悪くなってしまう人がいるかもしれません。そんなときに、悲しい思いをすることがあっては絶対にいけません。みんなの優しい気持ちで、サポートしていける仲間でありたいです。

全校集会後、教室では、先生からも感染予防に関する話がありました。熱心に話を聞く姿が見られました。



体温計付きディスペンサーを購入

コロナ対策の一つとして、手をかざすだけで体温が測定でき、消毒もできるディスペンサーを6台購入しました。下足室、保健室、体育館、ランチルーム、職員室前など、多くの方が利用する場所に設置しています。

体温が良ければ「正常です」と音声流れます。子ども達も慣れて、通りがかりに手をかざしているのが、校内には「正常です」「正常です」と音声がよく流れています。



新型コロナの感染が拡大するなか、多くの方が登校させることに不安を感じていると思います。学校としても、今まで以上に感染対策に取り組んでいます。教室は常時換気し、少しでも学部や学年で集まることを少なくするように工夫しています。最大限の配慮をしながら、みんなで力を合わせて安心できる学校にしていきます。

児童生徒へのワクチン接種も進んでいます。接種日や副反応が出たときには、欠席扱いになりません。また、教育委員会からの連絡で、ご家族に副反応と思われる発熱があった場合も登校を控えてもらうことになりました。感染拡大の中で、副反応の発熱と誤っていたら感染していたという状況があるようです。ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。新しい「出席等の取扱い」について、裏面に掲載しています。ご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等の扱いの整理について

(令和3年8月26日現在)

対象者		出席停止等の取扱い
感染者		出席停止
濃厚接触者	児童生徒 (本人)	出席停止 ※検査結果が陰性でも14日間は登校不可
	同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※同居家族の検査結果が陰性であれば登校可
健康観察対象者 ・PCR検査を受ける 場合は右記のとおり ・PCR検査の予定が ない場合は「※1」	児童生徒 (本人)	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状等がなければ登校可
	同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※検査結果が陰性であれば登校可
風邪症状があり PCR検査を受ける	児童生徒 (本人)	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可
	同居家族	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可
上記以外で 入院・手術のために PCR検査を受ける	児童生徒 (本人)	登校可 ※主治医の指示に従うもの
	同居家族	登校可
発熱等の風邪の症状 がみられるとき	児童生徒 (本人)	出席停止 ※風邪症状がなくなれば、登校可
	同居家族	出席停止 ※風邪症状がなくなれば、登校可
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒 等や基礎疾患等がある児童生徒等が感 染予防のため欠席(※個別に判断)		校長が出席しなくてもよいと認めた日
何ら症状等がない児童生徒が「感染し たくない」との理由で欠席する場合		校長が出席しなくてもよいと認めた日
<u>児童生徒の新型コ ロナワクチン接種 に伴う</u>	<u>欠席</u>	<u>校長が出席しなくてもよいと認めた日</u>
	<u>副反応</u>	<u>出席停止</u>

※1 登校可能であるが、健康観察期間中に発熱等の体調不良がみられる場合には保健所への連絡が必要とされている。そのため、健康状態に不安がある等から欠席の相談がある場合には、保護者に十分状態を聞き取った上で、欠席することが相当と判断される場合には「出席停止」の措置を取ることが可能である。

○出席停止は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」。

○「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とする。

○上記については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合がある。

○週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとする。